

各 位

マ ネ ッ ク ス グ ル ー プ 株 式 会 社
代 表 執 行 役 社 長 C E O 松 本 大
(コ ー ド 番 号 8 6 9 8 東 証 第 一 部)

当社グループの役員等を対象とした報酬制度の変更に関するお知らせ

当社は、当社グループの役員等に対する報酬制度を変更し、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」）を導入する方針を決定いたしましたので、お知らせいたします。

当社は、今般、報酬委員会において役員報酬制度の枠組みを見直し、新たに譲渡制限付株式による報酬を報酬制度に組み込むことといたしました。なお、2016年3月7日および2016年4月12日の当社取締役会決議に基づき当社グループ役員および従業員を対象にインセンティブ付与として発行した募集新株予約権（以下「有償ストック・オプション」）は失効する見通しです。

本制度は、2017年6月24日に開催予定の当社定時株主総会終結後に新任または重任として就任する当社の取締役、執行役および執行役員、ならびに当社子会社の取締役および執行役員（社外取締役を除く。以下「対象役員等」）を対象とするものです。対象役員等の個人別金銭報酬債権額の決定および株式の第三者割当てについての決議は定時株主総会の日から1ヶ月以内に行う予定であり、本制度による当社普通株式の発行または処分については、決定次第、改めてお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

本制度は、対象役員等に対し譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度です。対象役員等の報酬と当社株式価値とを連動させ、対象役員等が株価の上昇による企業価値向上のみならず株価の下落リスクも当社株主の皆様と共有することで、当社の持続的な企業価値向上に貢献する意識を高めることを目的とします。

当社における対象役員等の報酬は、これまで固定報酬および株価連動報酬により構成されておりましたが、本制度の導入により「基本報酬」としての固定報酬、「短期インセンティブ報酬」として単年度の業績に応じて決定される業績連動報酬、および「中長期インセンティブ報酬」としての譲渡制限付株式報酬の3つの要素で構成し^(注1)、その内訳として、対象者全員の平均では基本報酬を報酬総額の約7割、インセンティブ報酬を同約3割をめどとすることといたします。

当社は指名委員会等設置会社であり、当社取締役および執行役の報酬等は、社外取締役が過半を占める報酬委員会において決定しております。当社報酬委員会は、本制度について、

(1) 上場企業に適用されるコーポレートガバナンス・コードにおいて、経営陣の報酬については中長期的な会社の業績等を反映させたインセンティブ付けを行うべきとされており、この趣旨に適う報酬制度であること、(2) 本制度のような一定期間譲渡が制限される株式報酬を報酬制度に組み込むことにより、対象役員等の企業価値向上への継続的かつ中長期でのコミットメントを強化できること等を勘案し、導入を決定いたしました。

(注1) 執行役を兼務しない当社取締役の報酬は、業務執行から独立した立場での監督機能を重視する目的で固定報酬のみとしております。

2. 本制度の概要

対象役員等は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けますこととなります。なお、個々の対象役員等に係る個人別金銭報酬債権額等は、報酬委員会（当社の取締役および執行役以外の対象役員等については当社および当社グループ各社が定める報酬決定に係る手続）において決定されます。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式の割り当てを受ける対象役員等との間で、譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。

その内容としては、①対象役員等は、報酬制度委員会で決定する一定期間、当該譲渡制限付株式割当契約により割り当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

3. インセンティブ付与としての有償ストック・オプションの失効について

当社は、当社および当社子会社の役員および従業員へのインセンティブ付与を目的として、2016年3月7日の当社取締役会決議に基づき、2016年4月15日に2種類の有償ストック・オプション^(注2)を割り当てました。当該有償ストック・オプションは、2017年3月期連結業績について、あらかじめ定められた一定の金額を超えることを条件としており、その条件を満たさない可能性がきわめて高くなったため失効する見込みです。当該有償ストック・オプションがすべて行使された場合に増加する当社普通株式の株は、発行済株式総数(2017年3月31日現在)の4.20%相当でした。

(注2) 第1回新株予約権(業績条件3年間) 87,260 個および第1回新株予約権(業績条件5年間) 30,640 個

以 上

(報道関係者様のお問い合わせ先)

マネックスグループ株式会社 社長室 PR 担当 松崎 電話 03-4323-8698

(株主様・投資家様のお問い合わせ先)

マネックスグループ株式会社 経営管理部 IR 担当 町田 電話 03-4323-8698